

人吉市スポーツ大会等誘致補助金の交付までの流れ

- 1 補助金交付申請【申請者⇒人吉市】
大会開催の2週間前までに人吉市社会教育課にご提出ください。
提出書類
補助金交付申請書
大会開催要項
大会収支予算書
振込先口座の記載のある書類
- 2 補助金交付決定通知【人吉市⇒申請者】
交付決定通知書を送付します。
- 3 大会開催【申請者】
- 4 補助金実績報告【申請者⇒人吉市】
大会終了後30日以内に人吉市社会教育課にご提出ください。
提出書類
実績報告書
本補助金を計上した大会収支決算見込書
大会関係者の宿泊一覧表
宿泊証明書
参加者名簿(実績報告書記載の実績数の人数と合致する書類)
大会風景の写真1枚
- 5 補助金交付確定通知【人吉市⇒申請者】
補助金交付確定通知書・請求書を送付します。
- 6 補助金請求【申請者⇒人吉市】
請求書に申請者の印章を押印いただき、人吉市社会教育課へご提出ください。
- 7 補助金振込み【人吉市⇒申請者】
交付申請時に提出いただいた団体の振込口座に入金いたします。

人吉市スポーツ大会等誘致補助金 <補助要件等の説明資料>

1 補助の対象とならない大会

次のような大会は補助対象外です。

- ・営利を目的とするもの
- ・入場料(これに類するものを含む。)を徴収するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- ・本補助金以外に人吉市又は人吉市から補助金等の交付を受けている団体から助成等を受けて開催するもの
- ・熊本県又は熊本県観光連盟からの助成等を受けて開催するもの
- ・補助金の振込先が団体名義でないもの
- ・国又は地方自治体が主催又は共催で開催するもの
- ・大会等開催日の属する年度の末日までに終了しないもの
- ・eスポーツの大会等
- ・その他市長が適当でないとするもの

2 参加者補助要件

次のいずれも満たす大会

- ・人吉市内において開催する大会等で、参加者が100人以上の大会
 - ・熊本県外の3都道府県以上からの参加がある大会
- ※ここでいう参加者は、選手、指導者、大会役員。

3 宿泊者補助要件

人吉市内において開催する大会等で、人吉市内の延べ宿泊者数が50人以上の大会

※ここでいう宿泊者とは、人吉市内にある旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設に宿泊する選手、指導者、大会役員、保護者、付添人等の大会等関係者で、一般の観客等は含みません。

4 補助について

参加者要件のみで補助、宿泊者要件のみで補助、両方の要件での補助の3パターンがあります。

5 補助対象者 早わかり表(○:補助対象、×:補助対象外)

	選手	指導者	大会役員	保護者 付添人	観客	備考
参加者 要件補助	○	○	○	×	×	
宿泊者 要件補助	○	○	○	○	×	

※指導者:部長、監督、コーチ及びマネージャー等

※大会役員:大会等を開催する役員

※保護者、付添人:選手の保護者や付添人